

平成27年5月

建設工事入札参加者 各位

四日市市

施工体制台帳の作成及び提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事の下請契約を締結するときはその金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、発注者へ提出することが義務付けられました。

つきましては、平成27年4月1日以降に契約を締結した建設工事において、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、作成した施工体制台帳の写しを速やかに工事担当課に提出してください。

《改正前》

下請契約の請負代金の額が合計3,000万円以上の工事
(建築一式工事の場合は4,500万円)

《改正後（平成27年4月1日以降）》

下請契約を締結した全ての工事

※施工体制台帳及び施工体系図の作成・提出については、発注案件の仕様書等を必ずご確認ください。